

(第2号様式)

川崎市幸区公示第7号-4

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第7条第2項又は第4項の規定により、川崎市屋外広告物条例(昭和46年川崎市条例第77号。以下「条例」という。)の規定に違反した広告物又は広告物を掲出する物件について除却を行い、同法第8条第1項の規定により、これを保管したので、同法第8条第2項、同条例第14条及び第15条の規定に基づき、これを公示します。

令和8年6月22日

川崎市長



1 条例第14条に定める公示事項は、次に掲げるものとします。

(1)名称又は種類及び数量

(2)放置されていた場所及び除却した日時

(3)保管を始めた日時及び保管の場所

(4)前3号に掲げるもののほか、返還するため必要と認められる事項

上記各号の内容については、幸区役所道路公園センターに備え付けてある保管物件一覧簿のとおりとします。

2 保管期間

当該公示をした日から起算して14日

3 引取りの方法

(1)引取場所

幸区役所道路公園センター

(2)引取日時

月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までを除きます。

(3)持参するもの

物件の所有者等と証明できるもの

氏名及び住所を証明するもの

印鑑

4 その他

保管期間満了後は、本市にて処分します。

別紙 (表示内容等一覧)

川崎・幸・中原・高津・宮前・多摩・麻生 道路公園センター

令和 8 年 6 月 22 日実施・委託分

	表示内容	放置されていた場所	数量	名称又は種類	業種	備考
1	条件付売地	幸区 古市場 2-112	1	立・ <u>札</u> ・紙	<u>不</u> ・風・一	
2	5000万円台	区 下平間 134	1	立・ <u>札</u> ・紙	<u>不</u> ・風・一	
3	"	区 " 70	1	立・ <u>札</u> ・紙	<u>不</u> ・風・一	
4	"	区 " 152	1	立・ <u>札</u> ・紙	<u>不</u> ・風・一	
5	戸手, 御幸エリア	区 戸手本町 1-13	1	立・ <u>札</u> ・紙	<u>不</u> ・風・一	
6	"	区 紺屋町 3-1	1	立・ <u>札</u> ・紙	<u>不</u> ・風・一	
7	条件付売地	区 古市場 1-40	1	立・ <u>札</u> ・紙	<u>不</u> ・風・一	
8	戸手, 御幸エリア	区 下平間 347	1	立・ <u>札</u> ・紙	<u>不</u> ・風・一	
9	"	区 小向西町 4-68	2	立・ <u>札</u> ・紙	<u>不</u> ・風・一	
10	"	区 戸手 1-5	1	立・ <u>札</u> ・紙	<u>不</u> ・風・一	
11	"	区 " 1-2	1	立・ <u>札</u> ・紙	<u>不</u> ・風・一	
12	"	区 " 1-9	2	立・ <u>札</u> ・紙	<u>不</u> ・風・一	
13	"	区 小向西町 2-28	1	立・ <u>札</u> ・紙	<u>不</u> ・風・一	
14	条件付売地	区 " 4-33	1	立・ <u>札</u> ・紙	<u>不</u> ・風・一	
15	戸手, 御幸エリア	区 小向東支町 1	1	立・ <u>札</u> ・紙	<u>不</u> ・風・一	
16	"	区 小向西町 3-56	1	立・ <u>札</u> ・紙	<u>不</u> ・風・一	
17	"	区 " 1-10	2	立・ <u>札</u> ・紙	<u>不</u> ・風・一	
18		区		立・札・紙	不・風・一	
19		区		立・札・紙	不・風・一	
20		区		立・札・紙	不・風・一	
21		区		立・札・紙	不・風・一	
22		区		立・札・紙	不・風・一	
23		区		立・札・紙	不・風・一	
24		区		立・札・紙	不・風・一	
25		区		立・札・紙	不・風・一	
計	立看板等	はり札等 20		はり紙		

表示内容等一覧と写真に、記載もれ・撮影もれが生じないように、写真の撮影時点で再チェックをお願いします。

令和 8 年 6 月 22 日 (川崎・幸・中原・高津・宮前・多摩・麻生) 道路公園センター 実施

(第10号様式)

保管物件一覧簿

整理 番号	保管した広告物又は掲出物件		保管した広告物又は掲出物件 が放置されていた場所	除却した日時	保管を始めた日 時	保管の場所	備 考
	名称又は種類	数量					
1	はり札	1	幸区 古市場 2-112	令和8年6月22日 10:10			
2	"	1	" 下平間 134	10:20			
3	"	1	" " 70	11:00			
4	"	1	" " 152	11:10			
5	"	1	" 戸手本町 1-13	11:35			
6	"	1	" 紺屋町 3-1	12:00			
7	"	1	" 古市場 1-40	12:05			
8	"	1	" 下平間 347	12:10			
9	"	2	" 小白西町 4-68	12:15			
10	"	1	" 戸手 1-5	12:20			

(第10号様式)

保管物件一覧簿

整理 番号	保管した広告物又は掲出物件		保管した広告物又は掲出物件 が放置されていた場所	除却した日時	保管を始めた日 時	保管の場所	備 考
	名称又は種類	数量					
1	はり札	1	幸区 戸手 1-2	令和8年6月22日 12:20			
2	“	2	“ “ 1-9	12:30			
3	“	1	“ 小向西町 2-28	13:50			
4	“	1	“ “ 4-33	13:50			
5	“	1	“ 小向東芝町 1	13:55			
6	“	1	“ 小向西町 3-56	13:55			
7	“	2	“ “ 1-10	14:00			
8							
9							
10							